

「統計法制度に関する研究会」報告書案についての調査実施府省からの意見

資料1

NO.	該当箇所		意見	回答
	頁	項目		
情報の保護の観点からの検討(民間委託)				
1	9	3(2) イ(イ)	届出統計調査及び承認統計調査の調査対象者の秘密漏洩について、調査受託者等に新たに規定を設けるのであれば、公務員について公務員法制等による守秘義務違反を適用するのではなく、新たな法制度に罰則を規定すべき。 【理由】 公務員法制による守秘義務違反は他の事項も含む一般的な規定であり、統計を特化したものではない。そのため、罰則の適用にあたり、受託者等への罰則とアンバランスが生ずる可能性がある。	御指摘を踏まえ次のとおり事務局案の修文を作成し、研究会に諮ることとしたい。 「 3(2)イ(イ) (略) また、統計法は、届出統計調査及び承認統計調査の調査対象者の情報の漏洩については罰則を設けておらず、公務員の場合には公務員法制上の守秘義務違反で罰せられるにすぎないが、これらの情報についても秘密の保護が図られるべきことになり、統計調査により集められる情報の厳格な取扱いが一層必要とされている状況を踏まえると、これらの調査に關しても、これらの調査に係る公務員及び受託者等に対しても新たな罰則の規定を整備することが適当である。」
民間委託統計調査の適切な実施				
2	13	4(3)	統計法第13条で実地調査権を付与することができる指定統計調査の事務に従事する者には、民間の調査機関の者も含まれるのかについて、明確にすべきではないか。	実地調査権については、現行、受託者(民間の調査機関)には付与されないものと理解しており、この考え方は、「これを新たに受託者に認めることも考えられる」との記述により明らかにされていると考える。
3	13	4(3)	世帯対象の指定統計調査では、世帯の居住確認等において、不動産管理会社等に対する任意の協力依頼では、協力が統計調査を取り巻く環境の厳しい状況を踏まえると、むしろ統計法第13条の実地調査権を行使する必要性も高まるものと考えられる。 統計法第13条の実地調査権は、調査実施者以外のフィールドワークを担当する統計調査員、指定統計調査の事務に従事する者・地方自治体の職員に依存せざるを得ないものと考えられるが、「統計法第13条の実地調査権は、調査実施者自身が行使することにより対応できるものと考えられる。」とは言えないのではないかと考える。	御指摘を踏まえ次のとおり事務局案の修文を作成し、研究会に諮ることとしたい。 「 4(3) 統計法第13条の実地調査権については、指定統計調査の場合にのみ認められるものであるが、これまで調査実施者や地方公共団体においても行使された実績はほとんど皆無であるから、受託者にこれを認める必要性は低く、仮にその行使の必要性が生じた場合であっても調査実施者自身や地方公共団体の職員が行使することにより対応できるものとする。(以下略)」
4	13	4(4)	「ただし、統計調査を取り巻く環境・・・実際に調査員を活用する際には、都道府県等が統計調査員を選任、任命する際に通常求めている資質等と同等の資質等を基準に調査員が確保されるよう、適切な措置を講じることが必要と考える。」とあるが、適切な措置とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。	具体的な措置事項について詳細な考えがあるわけではないが、例えば、面接、履歴書等により不適格な経歴を持つ者の排除、説明会や研修の実施などが考えられるところ。(「統計調査員の量・質の確保・向上に関するガイドライン」に記載の取組も参考となるものと思料。)

NO.	該当箇所		意見	回答
	頁	項目		
民間委託時の手続等				
5	14	4(5) 他 (民間委託にかかる承認について)	<p>統計調査の承認にあたり、民間委託を含む調査方法について、総務大臣の承認等とされているが、このうち、直営 民間委託（逆も含む。）、民間委託の範囲の変更については、承認等の要件としないこととすべき。</p> <p>【理由】 統計調査のうち、その実施を民間委託とするかどうかは、調査実施者が、着実な調査を行うため、自身の責任で判断すべきものである。現行では、直営 民間委託に調査方法を変更する場合には、総務大臣の承認等が必要とされているが、承認等の要件から除くべき。承認等の変更には、軽微なものであってもかなりの時間を要するため、このことが民間委託促進を阻害する要因ともなりうる。</p>	<p>当該委託が部分的な業務の民間委託の場合については、従来、統計審議会の意見を聴き、総務大臣の承認を経ていない運用となっているが、個別の案件ごとに判断せざるを得ないとしても、包括的な民間委託の場合のように、既存の調査要綱において認められている調査方法等と大きく異なる調査方法等により統計調査が実施されることになるものについては、基本的に統計審議会の意見を聴き総務大臣の承認を受けることが必要となるものと理解しているところ。なお、指定統計調査の包括的民間委託はこれまで実施された事例はなく、今後実施されるに際し、調査要綱として定めるべき内容等については、研究会における議論とは別に、所管部局として検討したい。</p>
6	11	4(1)	<p>国 - 被調査者の調査系統で実施している指定統計調査について、包括的に民間委託を行う場合、調査系統は変更とならないので統計法第7条第2項の変更承認に及ばないことも想定される。包括的に民間委託を行う場合における統計法第7条承認申請手続の要否の基準について明確にするべきではないか。</p>	<p>御指摘の問題点については、研究会における審議とは別に、所管部局として検討したい。</p>
7	14	4(5)	<p>14ページで「このため、調査実施者が、統計の正確性の確保等の観点から、地方公共団体が包括的に民間委託を行うことが可能と判断したものについては、包括的民間委託に当たり地方公共団体が講ずべき措置等について定めた調査の計画案を作成した上で、当該計画案について統計法第7条等の規定に基づき統計審議会の審議を経て総務大臣の承認を受けることが必要と考える。」とあるが、当該計画案は統計法第7条承認申請事項との関係について明確にするべきではないか。</p>	<p>「当該計画案」は統計法第7条等の規定により総務大臣の承認を得る調査要綱に盛り込まれ、それが一体として当該指定統計調査の調査要綱となると考えている。ただし、これまで、指定統計調査において包括的民間委託が行われた事例はないため、このような調査要綱として定めるべき内容等については、研究会における審議とは別に、所管部局として検討したい。</p>

NO.	該当箇所		意見	回答
	頁	項目		
8	14	4(5)	<p>「このため、調査実施者が、統計の正確性の確保等の観点から、地方公共団体が包括的に民間委託を行うことが可能と判断したものについては、包括的民間委託に当たり地方公共団体が講ずべき措置等について定めた調査の計画案を作成した上で、当該計画案について統計法第7条等の規定に基づき統計審議会の審議を経て総務大臣の承認を受けることが必要と考える。」とあるが、市場化テスト法に照らした場合、地方公共団体が包括的に民間委託を行うことが可能か否かの判断は、調査実施者が行い得るものと解して良いか。もし行い得るとすれば、その根拠をご教示いただきたい。</p> <p>また、包括的民間委託に当たり地方公共団体が講ずべき措置については、調査実施者が地方自治法第245条の9の規定に基づく「処理基準」に定め、地方公共団体に提示すれば足りることであり、統計審議会の議を経て総務大臣の承認を受ける必要はないと考える。(現行運用でも、指定統計調査業務(審査、集計等)の部分的な民間委託は行われているが、これに係る講ずべき措置まで統計審議会の議を経ておらず、調査実施者が適切に措置しているものである。)</p>	<p>市場化テスト法との関係については、法令上特例を設ける必要がない限り、法定受託事務であっても地方公共団体の事務については、各地方公共団体が、条例又は規則を定めれば、それに基づき市場化テストを実施することが可能であると理解している。</p> <p>ただし、指定統計調査については、各調査実施者において、調査要綱、調査規則を規定してあらかじめ調査方法を定めていることから、各調査実施者は、これらの規定内容に反することがないか等の観点から、実質的に地方公共団体が包括的民間委託を行うことが可能か否かを判断することができるものとする。また、法定受託事務については、調査実施者は、地方自治法の規定に基づく関与を行うことが可能であるため、地方公共団体が包括的民間委託を行うに当たり講ずべき措置等について処理基準を定めることは可能である。</p> <p>部分的な業務の民間委託については、従来、御指摘のとおり運用であったが、法定受託事務の包括的民間委託については、個別の案件ごとに判断せざるを得ないとしても、既存の調査要綱で認められている調査方法等と大きく異なる調査方法等により統計調査が実施されることになるものと考えられるため、基本的に統計審議会の意見を聴いて総務大臣の承認を受けることが必要となるものと理解しているところ。なお、指定統計調査の包括的民間委託はこれまで実施された事例はなく、今後実施されるに際し、調査要綱として定めるべき内容等については、研究会における議論とは別に、所管部局として検討したい。</p>
			<p>【再意見】 貴事務局回答において「各調査実施者はこれらの規定内容に反することがないか等の観点から、実質的に地方公共団体が包括的民間委託を行うことが可能か否かを判断することができるものとする。」とあるが、包括的民間委託を行うことが可能でないと判断した場合、地方公共団体に対する法的拘束力はあるのか。ある場合は、その根拠をご教示願いたい。</p>	<p>【再回答案】 例えば、既存の調査要綱、調査規則で都道府県知事任命の「統計調査員」を活用することとしている場合、当該要綱等のみでは都道府県が実査を包括的に民間委託することはできないことから、実質的に調査実施者が包括的民間委託が可能か否かの判断をしているものと考えられる。この場合、仮に都道府県が実査を包括的に民間委託した場合には、違法な調査実施方法となると考えられ、上記の調査実施者の判断が地方公共団体に対する法的拘束力を有しているものとする。 また、調査実施者が、現行の調査要綱、調査規則では包括的民間委託を行うことが可能でないと判断する場合には、当該地方公共団体に対し、地方自治法第245条の7等の規定に基づく関与を行うことは可能と考える。</p>

NO.	該当箇所		意見	回答
	頁	項目		
			<p>【再意見】 貴事務局回答において「法定受託事務の包括的民間委託については、個別の案件ごとに判断せざるを得ないとしても、既存の調査要綱で認められている調査方法と大きく異なる調査方法等により統計調査が実施されることになるものと考えられるため、基本的に統計審議会の意見を聞いて総務大臣の承認を受けることが必要になるものと理解しているところ。」とあるが、「各調査実施者がこれらの規定内容に反することがないか等の観点から、実質的に可否を判断することができる」とすれば、既存の調査要綱で認められている調査方法と大きく異なる調査方法等により統計調査が実施されることにはならないと考えられ、統計審議会の議を経て総務大臣の承認を受ける必要はないのではないか。</p>	<p>【再回答案】 例えば、既存の調査要綱で都道府県知事任命の「統計調査員」を活用することとしている場合、当該要綱のままでは、都道府県が実査を包括的に民間委託することはできないが、調査実施者において、当該統計の正確性の確保等からみても実査を包括的民間委託することに特に問題がないと判断すれば、当該調査要綱を改正することが必要であり、この場合、統計審議会の議を経て総務大臣の承認を受けることとなる。なお、前回回答のとおり、指定統計調査の包括的民間委託はこれまで実施された事例はなく、今後実施されるに際し、調査要綱として定めるべき内容等については、研究会における議論とは別に、所管部局として検討したい。</p>
個々の申告内容が明らかとなる調査票の使用				
9	20	3(2)	<p>当該指定統計の作成以外の統計目的の調査票の使用の判断を各調査実施者に委ねることについては、その判断基準や運用において混乱が生じることのないよう、各府省共通の目的外事務処理要領等の策定が必要である。また、その策定にあっては、各府省と十分な協議、調整がなされ、合意形成の上で運用されるものと認識しているが、その時期や手続きをどのように考えているのか。</p>	<p>統計データの利用促進に関する検討の場として「統計データ利用促進検討会議」が設けられており、この会議等を活用しながら、御指摘のような件についても、各府省の御意見も踏まえながら検討を行っていくこととしたい。策定に向けた議論は、研究会報告の取りまとめ後、随時行っていくこととしたいが、最終的な策定の時期については、法改正作業の終了後になるものと思料。</p>
10	22	3(2) イ(ア)	<p>調査票の目的外利用の「公益性」の範囲を、独立行政法人（一般型）、特殊法人等へも拡大するようにすべき。 【理由】 独立行政法人、特殊法人等は公共性を有しており、調査票の利用による経済社会への有用性や秘密の保持の能力等を鑑みて、国や地方公共団体等と同様に扱うべき。個人情報保護法制においては、その規定について、行政機関と独立行政法人等間で差がなく、また、内閣府の統計制度改革検討委員会の「中間整理」でも独立行政法人等は公的統計の作成者と位置づけられ、独立行政法人等が作成する統計についても統計の基本原則の適用を受けるとされている。</p>	<p>現在の目的外事務処理要領においても、職員が法令の規定により公務に従事すると規定されている場合で、当該職員が職務に関して使用する場合には、調査票の使用の範囲に含まれ得ると取り扱っているところであり、新たな制度下においても、使用の判断の基準は現行のものを維持することとしていることから、各調査実施者において適切に判断されるものと考ええる。</p>

NO.	該当箇所		意見	回答
	頁	項目		
11	30	3(3)	例えば、統計調査の実施状況について、アンケートの実施や意見等を把握するなどのために名簿を活用することなどが、可能となるよう留意されたい。	現在の目的外事務処理要領の整理では、統計調査対象名簿作成目的の調査票の使用は「統計一般の目的」に含んで理解しており、この「統計調査」には、意識調査等統計法制の対象外の調査も含むものとして運用している。新たな制度下においても、調査票の使用の判断の基準は維持することとしており、各調査実施者において適切に判断されるものと思料。
統計データの利用状況の報告				
12	21 33	3(2) ア	統計目的の統計データの使用状況（オーダーメイド集計、匿名標本データの作成・提供）に対する総務大臣への定期的な報告については不要であり、該当箇所を削除または修正すべき。 【理由】 統計目的の統計データの使用に関して、法律に要件や基準等を規定し、各調査実施者が当該使用にかかる承認を行うのであれば、調査実施者が自立的に行うことができ、定期的に総務大臣に報告する規定を設ける必要はない。例えば、現行の統計法第16条の2に規定されている総務大臣の調査実施者に対する調査権・報告徴収権として、必要に応じて報告を求めればよい。	統計目的の統計データの使用の判断を各調査実施者に委ねるとしても、統計データの利用が阻害されることのないよう、政府横断的な情報把握は行っておく必要があるとの考えに基づくものである。なお、統計法第16条の2に基づく調査・報告権限を行使する必要性の有無の判断を行うためにも、統計データの使用の状況の報告が必要であると考えらる。
		4(2)	【再意見】 統計目的の統計データの使用状況（オーダーメイド集計、匿名標本データの作成・提供）に対する総務大臣への定期的な報告を法律に新たに位置づけることは不要であり、現行の統計法第16条の2の運用として位置づけるべき。 【理由】 当方の意見の主旨は、統計法第16条の2の規定がありながら、新たに定期的な報告を求めるという規定を設けることが問題であるということである。統計法第16条の2の規定の運用として、定期的な報告を求めるということを否定しているわけではない。	【再回答案】 統計目的の統計データの使用の判断を各調査実施者に委ねるとしても、これまでの調査票の目的外使用の承認に際しては、個別に官報に告示を行っていたところであり、調査対象者の信頼を確保し、安心して調査に協力してもらうためには、今後も何らかの形で国民に対して統計データの使用状況について公表することが適当であり、そのためにも、第16条の2の規定とは別に、このような規定を置く必要はあると考える。

NO.	該当箇所		意見	回答
	頁	項目		
オーダーメイド集計及び匿名標本データの作成・提供の要件				
13	22	3(2) イ(イ) (i)	<p>オーダーメイド集計について、その目的を「一定程度の公益性」に限定するのではなく、国民や企業の信頼を失わないという観点から、集計できない範囲を特定することとしてその集計の可否を判断すべき。</p> <p>【理由】 オーダーメイド集計は、依頼者が、直接、調査票を使用することではなく、調査実施者側で集計事項を管理することができるため秘密の保護は確実であり、そして、統計の二次利用の促進の観点から、公益性に拘ることなく、国民や企業の信頼を失う集計を行わないということ（個人情報や企業情報の保護に抵触しないこと等）の観点から一定の基準（集計できない範囲等）を明確化し、それに基づいて集計の実施可否の判断基準とすべき。</p>	<p>秘密の漏洩等とは別に、自らが申告した内容がみだりに使用されないという調査対象者の信頼に一定の配慮をする必要があり、また、オーダーメイド集計業務は特定の者に提供する特定の役割の実施のために国民の共有財産を費やす行為であることにかんがみれば、オーダーを認めるに当たっては一定の公益性を要件とすることが適当と考える。</p>
			<p>【再意見】 オーダーメイド集計について、その目的を「一定程度の公益性」に限定するのではなく、国民や企業の信頼を失わないという観点から、集計できない範囲を特定することとしてその集計の可否を判断すべき。</p> <p>【理由】 「国民や企業の信頼を失わない」ということは、秘密の漏洩の他、回収率の低下に伴う調査精度の低下、調査への非協力等を含むものである。調査票は公的なリソースにより収集された情報であり、基本的には広く利用すべきものと認識。したがって、公益性に限定せず、むしろ、国民や企業の信頼を失わないということを条件として、オーダーメイド集計ができない範囲を示して、オーダーメイド集計の可否を判断すべきである。</p>	<p>【再回答案】 国民や企業の信頼を失わない場合として「一定の公益性」、すなわち、学術研究目的又は教育目的を要件としているものである。法令を規定する際の技術的な手法として、ネガティブ・リスト形式とすることも考えられるが、今後の立案作業の中で検討することとしたい。</p>
14	26	3(2) イ(ウ)	<p>匿名標本データの提供の基準として「一定程度の公益性」ではなく、国民や企業の信頼を失わないという観点から、集計できない範囲を特定することとしてその提供の可否を判断すべき。</p> <p>【理由】 匿名標本データは、本文の記述のとおり、個票ベースでの提供であり、慎重に対処する必要がある。一旦、提供してしまうと、提供を受けた者がどのように利用しているか把握することが実際上難しく、仮に法令に違反した行為が行われていた場合、いくら重い罰則を規定していても実効性がほとんどないとも考えられる。したがって、匿名標本データの作成・提供については、公益性という基準ではなく、むしろ誰でも利用するという前提で、国民や企業の信頼を失わないことに重きを置いて考えていく必要がある。</p> <p>利用目的を公益性という目的に限定はせず、広く利用できるようにする一方で、匿名処理にかかる基準を厳しく設定し、当初の目的外使用や第三者に提供されても、統計の信頼性や個人情報・企業情報が保護できるようにすべきである。</p>	<p>現在の報告書案でも個体識別性をなくしたものとして制度化することとしており、匿名処理にかかる基準は厳しく設定していると考えているが、一方で、データの有用性も考慮すれば、匿名化措置には技術的な限界もあるものと考えざるを得ない。そのような性格を有するデータについて、秘密の保護の実効性の確保や秘密の保護に対する不安感の除去という観点及び秘密の保護とは別に、自らが申告した内容がみだりに使用されないという調査対象者の信頼にも一定の配慮をする観点から、匿名標本データの提供を認めるに当たっては、一定の公益性を要件とし、データの使用目的や使用者等に一定の制限を付すことが適当と考える。</p>
			<p>【再意見】 匿名標本データの提供の基準として「一定程度の公益性」ではなく、国民や企業の信頼を失わないという観点から、集計できない範囲を特定することとしてその提供の可否を判断すべき。</p> <p>【理由】 「国民や企業の信頼を失わない」ということは、秘密の漏洩の他、回収率の低下に伴う調査精度の低下、調査への非協力等を含むものである。貴省回答では公益性を要件としているが、基本的には、広く利用する観点からは、国民や企業の信頼を失わないという観点から考えるべき。</p> <p>また、匿名標本データは、本文の記述のとおり、個票ベースでの提供であり、慎重に対処する必要がある。提供を受けた者が法令に違反した行為が行われていたとしても、提供先が所在や身分が明らかで、守秘義務を負っている公務員等である場合を除いて、罰則を規定していても実効性がほとんどないと考えられる。匿名標本データの作成・提供については、公益性という基準ではなく、むしろ誰にでも利用されるという前提で、国民や企業の信頼を失わないことに重きを置いて考えていく必要がある。</p>	<p>【再回答案】 国民や企業の信頼を失わない場合として「一定の公益性」、すなわち、学術研究目的又は教育目的を要件としているものである。法令を規定する際の技術的な手法として、ネガティブ・リスト形式とすることも考えられるが、今後の立案作業の中で検討することとしたい。</p>

NO.	該当箇所		意見	回答
	頁	項目		
15	23	3(2) イ(イ) (ii)	<p>削除すべき</p> <p>【理由】</p> <p>3(2)イ(イ) (i)での意見のとおり、オーダーメイド集計の実施の可否の判断は、「公益性」ではなく、国民や企業の信頼を失う集計を行わないこととすべきである。そのため、オーダーメイド集計の目的は関係なく、そのため学術研究の目的の範囲は必要ない。</p>	No.14に対する回答と同じ
			<p>【再意見】</p> <p>削除すべき</p> <p>【理由】</p> <p>3(2)イ(イ) (i)での意見のとおり、オーダーメイド集計の実施の可否の判断は、「公益性」ではなく、国民や企業の信頼を失う集計を行わないこととすべきである。そのため、オーダーメイド集計の目的は関係なく、そのため学術研究の目的の範囲は必要ない。</p>	<p>【再回答案】</p> <p>No.14に対する回答と同じ</p>
16	21	3(2) イ(イ)	<p>統計データについては、統計法において、当該統計の作成以外への利用は例外的に取り扱われてきたものであり、依頼者の範囲や学術研究目的の範囲についても限定的に取り扱われ、統計調査に協力する国民は、こうした取り扱いを前提として統計調査に協力してきた経緯がある。政府の保有する統計データについて、各方面から利用希望があることは承知しているが、法令上どのように明確にするかを含め、これらの経緯に配慮し、国民の意見をよく聞いて、慎重に検討することが必要である。そうしないとデータ利用の拡大が、結果として統計調査への国民の協力を支障が生ずることにもなりかねない。</p> <p>また、そうした観点から、データ利用の判断基準である「学術研究目的や教育目的等一定程度の公益性」についても、慎重な検討により、各府省共通の事務処理要領等において、各府省との十分な協議・調整の上で明確な基準を整理し、それに基づき統一的な運用がなされることが必要と考える。</p> <p>また、学生の研究について、指導教授からの推薦状があれば、学術研究目的に該当することは適切でない。</p> <p>さらに、「営利企業が企業活動の一環として、当該データを使用した研究・分析を行う場合についても、統計データの利用の成果が還元され、社会に対する貢献が認められる場合であれば、学術研究目的に該当するものと理解することもできるものと考えられる」とあるが、例えば「結果をインターネットに公表する、広く人々のために役に立つはずである」といった申請がきた場合、「社会に対する貢献」をどこまで認めていくのか、非常に判断が難しいものとする。もし現時点で事務局の考えている案があればご教示願いたい。</p>	<p>・統計データの利用に関する各府省共通の事務処理要領等について、今後検討を行っていくこととしたい。</p> <p>・学生も学術研究活動の担い手であり、「学術研究目的」の該当の有無の判断において、学生だけを区別して除外する理由はないと考えるが、適当でないとする理由があれば、検討の参考とするためお示しいただきたい。なお、報告書案に記述しているとおり、匿名標本データについては、個票ベースで提供されるものであることに留意し、調査対象者の統計調査に対する信頼に十分配慮する必要があり、提供データの管理体制等について十分な確認が必要であり、学生は「学術研究目的」に該当したとしても、そのようなデータの管理の主体たり得るかについては、慎重な検討が必要としているところである。</p> <p>・基本的に、結果の公表の有無を「社会に対する貢献」の基準とすることを考えているが、具体的な事例に対する対応・考え方等については、他の法令の事例等も踏まえながら、今後、各府省とご相談しながら検討を進めてまいりたい。</p>
			<p>【再意見】</p> <p>実事務局回答において「学生も学術研究活動の担い手であり、「学術研究目的」の該当の有無の判断において、学生だけを区別して除外する理由はないと考えるが、適当でないとする理由があれば、検討の参考とするためお示しいただきたい。」とあるが、学生を除外すべきということではなく、学生の研究について、指導教授からの推薦状があれば「学術研究目的として一定程度の公益性」があるとすることが、果たして適切であるのか今後十分検討する必要があるのではないかという主旨である。</p>	<p>【再回答案】</p> <p>大学院生・大学生の行う研究が「学術研究目的」に該当するかどうかを判断する参考資料の一つとして、「指導教授の推薦状」を用いることは、適当な措置と考えているが、「一定の公益性」があるかどうかについては、「指導教授の推薦状」だけでなく、研究成果の公表の有無等を含めて適切に判断されるべきものである。なお、運用に当たって必要となる詳細な点については、今後各府省の意見も伺いながら検討したい。</p>

NO.	該当箇所		意見	回答
	頁	項目		
			<p>【再意見】 貴事務局回答において「基本的に、結果の公表の有無を「社会に対する貢献」の基準とすることを考えている」とあるが、その内容に拘わらず、公表の有無をもって「社会に対する貢献」の基準とすることが適切であるのか、今後十分検討する必要があるのではないかと。</p>	<p>【再回答案】 統計データの二次的利用を促進する観点からは、利用の範囲をできるだけ広く認めるべきと考えるが、調査対象者の信頼等にも配慮すると、「研究の成果等を公表すること」を最低限の基準とすることは適当と考える。なお、運用に当たって必要となる詳細な点については、現在国会に提出されている住民基本台帳法の一部改正法案の考え方も参考にしつつ、今後各府省の意見も伺い検討したい。</p>
17	26	3(2)イ(ウ)	<p>前述のオーダーメイド集計の依頼者範囲等に関する部分と同様意見。 また、教育機関の範囲について、大学院、大学や高等専門学校等の高等教育機関に限定する合理性があるのか。</p>	<p>匿名標本データの管理体制の確保、調査対象者の信頼確保等を考慮して、一応の基準として記述したものである。詳細な要件については、今後各府省の意見も伺いながら検討してまいりたい。</p>
18	26	3(2)イ(ウ)	<p>大学院生については、学術研究性が高いと考えられることから、大学生とは区別すべきではないか。</p>	<p>匿名標本データの管理体制の確保、調査対象者の信頼確保等を考慮して、一応の基準として記述したものである。詳細な要件については、今後各府省の意見も伺いながら検討してまいりたい。</p>

NO.	該当箇所		意見	回答
	頁	項目		
オーダーメイド集計及び匿名標本データの作成・提供の努力義務				
19	24	3(2) イ(イ)	<p>削除すべき。</p> <p>【理由】 政府が作成する統計は公的リソースを用いるのであり、個人情報や企業情報の保護の下、広く活用すべきものと認識。しかしながら、個々の統計により社会的なニーズの多寡があるのも事実であり、どの統計も等しくオーダーメイド集計を実施するのではなく、社会的ニーズの高い統計は自ずから対応せざるを得なくなること、調査実施者側の予算、人員の制約により直営によるオーダーメイド集計は実際的に難しいこと等により、あえてオーダーメイド集計実施の努力義務を課すのではなく、オーダーメイド集計実施のための根拠規定を設けるだけで足りると考えられる。</p>	<p>指定統計調査によって集められた統計データを用いた集計のニーズに応えることが求められており、政府としての取組を促進するためには、努力義務を課することが適当と考える。なお、業務遂行上の支障、当該統計の性質等を受託等の判断の考慮事項として規定することを考えており、また、組織・体制等の問題については、外部委託の道も開いていることから、オーダーメイド集計及び匿名標本データの作成・提供の努力義務を課することが、調査実施者にとって過大な負担となることはないと考えている。</p>
			<p>【再意見】 削除すべき。</p> <p>【理由】 政府として統計利用促進の方針があれば、社会的ニーズの高い統計は、オーダーメイド集計を自ずから実施せざるを得なくなり、結果として各府省の自律的な取組により、社会的に必要とされる統計調査のオーダーメイド集計は進展していくものと考えられる。また、貴省回答の中で、外部委託できるので、調査実施者にとってオーダーメイド集計の業務は過大な負担とならないとされているが、外部委託可能な機関が存在しているとは限らず、直営で実施することとなると、調査実施者側の予算・人員の制約により、過大な負担ともなりうる。</p>	<p>【再回答案】 オーダーメイド集計の努力義務については、業務の遂行上支障があり負担が過大である場合には実施しないことは止むを得ないとしても、その場合には、外部の委託先を積極的に探すことも含め、オーダーメイド集計の実施に取り組むことを想定しているものである。なお、直ちに適切な委託先が見当たらない可能性は否定しないが、将来にわたって継続して委託先が見当たらない状況が続くということは想定し難いとする。</p>
20	26	3(2) イ(ウ)	<p>努力義務にかかる記述（P 26 13～27行）は削除すべき。（他機関への委託の規定はそのまま）</p> <p>【理由】 政府が作成する統計は公的リソースを用いるのであり、個人情報や企業情報の保護の下、個票ベースでの提供ということに留意しつつ、広く活用すべきものと認識。個々の統計により社会的なニーズの多寡があり、社会的ニーズの高い統計は自ずから対応せざるを得なくなること、調査実施者側の予算、人員の制約及び技術的な問題により直営による匿名標本データの提供は実際的に難しいこと等により、あえて匿名標本データの作成・提供の努力義務を課すのではなく、匿名標本データ作成・提供のための根拠規定を設けるだけで足りると考えられる。</p>	<p>指定統計調査によって集められた統計データを用いた集計のニーズに応えることが求められており、政府としての取組を促進するためには、努力義務を課することが適当と考える。なお、業務遂行上の支障、当該統計の性質等を受託等の判断の考慮事項として規定することを考えており、また、組織・体制等の問題については、外部委託の道も開いていることから、オーダーメイド集計及び匿名標本データの作成・提供の努力義務を課すことが、調査実施者にとって過大な負担となることはないと考えている。</p>
			<p>【再意見】 削除すべき。</p> <p>【理由】 政府として統計利用促進の方針があれば、社会的ニーズの高い統計は、匿名標本データの作成・提供を自ずから実施せざるを得なくなり、結果として各府省の自律的な取組により、社会的に必要とされる統計調査の匿名標本データの作成・提供は進展していくものと考えられる。また、貴省回答の中で、外部委託できるので、調査実施者にとって匿名標本データの作成・提供の業務は過大な負担とならないとされているが、外部委託可能な機関が存在しているとは限らず、直営で実施することとなると、調査実施者側の予算・人員の制約により、過大な負担ともなりうる。</p>	<p>【再回答案】 匿名標本データの作成・提供の努力義務については、業務の遂行上支障があり負担が過大である場合には実施しないことは止むを得ないとしても、その場合には、外部の委託先を積極的に探すことも含め、匿名標本データの作成・提供に取り組むことを想定しているものである。なお、直ちに適切な委託先が見当たらない可能性は否定しないが、将来にわたって継続して委託先が見当たらない状況が続くということは想定し難いとする。</p>

NO.	該当箇所		意見	回答
	頁	項目		
21	24 28	3(2) イ(1)、 (ウ)	<p>オーダーメイド集計の実施及び匿名標本データの作成・提供について、各調査実施者に対し努力義務を課すことについては、外部委託の道を開いているからといって現在の体制、経費等の面から、本来業務である統計調査の実施に支障を来すことなく実施することは困難と考える。かえって、二次的利用の促進が阻害されることとなる。</p> <p>各調査実施者に努力義務を課すよりも、二次的利用の促進を図るために、オーダーメイド集計の実施及び匿名標本データの作成・提供も行う統計データアーカイブ機能を持つ組織の整備を図ることが望ましい。</p>	<p>指定統計調査によって集められた統計データを用いた集計のニーズに応えることが求められており、政府としての取組を促進するためには、努力義務を課すことが適当と考える。なお、業務遂行上の支障、当該統計の性質等を受託等の判断の考慮事項として規定することを考えており、また、組織・体制等の問題については、外部委託の道も開いていることから、オーダーメイド集計及び匿名標本データの作成・提供の努力義務を課すことが、調査実施者にとって過大な負担となることはないと考えている。</p> <p>なお、統計データアーカイブについては、内閣府統計制度改革検討委員会の結論等も踏まえつつ、今後引き続き、検討が行われていくものと思料。</p>
22	28	3(2) イ(ウ)	<p>「当該統計の性質上匿名標本データの作成を行うことが困難である場合」や「業務の遂行上支障がない限り」とあるが、この判断基準は具体的にどのようなことを想定しているのか。</p> <p>また、その判断は調査実施者が行い得るものと解してよいか。</p>	<p>前者は、例えば事業所・企業に関する統計調査の調査票など、そもそも匿名標本データの作成になじまない場合等を想定している。後者は、文字通り各調査実施者の通常業務への影響の程度により判断されるものである。</p> <p>これらについては、まず第一には各調査実施者で判断されるものであるが、総務大臣は統計データの使用の状況について各調査実施者の報告を求め、必要に応じて助言等を行うこともあり得るものである。</p>
オーダーメイド集計及び匿名標本データの作成・提供の受託機関				
23	24	3(2) イ(1)	<p>「このため、受託機関において、・・・法令又はガイドライン等に基準を定めることについて検討を行う必要がある。」とあるが、その検討の時期や体制はどのように考えているのか。</p> <p>また、「なお、受託機関については、独立行政法人、公益法人の他、諸外国の例を踏まえれば大学等も想定され得る」とあるが、受託機関は、どのような基準で、どのような手続（競争入札等）で選定することを想定しているのか。</p>	<p>「統計データ利用促進検討会議」等を活用しながら、具体的な基準等について、今後検討を進めてまいりたい。</p>
24	24	3(2) イ(1)	<p>P 2 4 上 1 1 行目以降 以下のように修正すべき。 「・・・法令又はガイドライン等に基準を定めることについて検討を行う必要がある。」</p> <p>【理由】 委託する機関を決定する要件でもあり、定めるかどうか検討するのではなく、明確に定めるべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正する。受託業務の遂行に必要な要件についても、今後、統計データの利用促進に関する検討の場として設けられている「統計データ利用促進検討会議」等を活用し、各府省とご相談しながら検討を行っていくこととしたい。</p>

NO.	該当箇所		意見	回答
	頁	項目		
オーダーメイド集計及び匿名標本データの作成・提供の内容				
25	25	3(2) イ(1)	<p>「単純な調査票の集計作業のみでなく、回帰分析等調査票に記入されたデータを利用しつつ行う必要がある分析に係る業務等」とあるが、このようなものまでオーダーメイド集計とするのが適切であるのか、十分な検討が必要ではないか。</p> <p>また、「あくまで付加的に行い得る業務と位置付けておけば足り、当面は努力義務の対象とする必要もないものとする。」とあるが、この考えを明確に法制化出来るのか。</p> <p>さらに、当面は努力義務の対象とする必要はないものとされているが、オーダーメイド集計が法制化された場合、回帰分析等の依頼も想定されるため、これらの対応をどうするのか、今後各府省と十分な検討・調整を行った上で運用していく必要があると考える。</p>	<p>分析業務一般ではなく、あくまで調査票データを利用する必要があり、依頼者自らが行うことができない場合に限ってオーダーの対象とするものであり、オーダーメイド集計の制度の創設の趣旨に沿うものと考えている。具体的な法制化の方法等については、今後立案作業の中で検討することとしたい。また、制度化を踏まえた具体的な対応等については、「統計データ利用促進検討会議」等を活用しながら、今後検討を進めてまいり所存。</p>
26	25	3(2) イ(1)	<p>オーダーメイド集計として行う業務の範囲として、回帰分析等の分析業務は当面は努力義務の対象とする必要もないとの考えであれば、あえて付加的に行い得る業務として位置づけておくことと明記する必要はないのではないかと。</p>	<p>当該業務について手数料等を徴集するためには、付加的に行い得る業務の範囲を明確にしておくことが望ましいとの判断に基づくものである。</p>
27	24	3(2) イ(1)	<p>オーダーメイド集計業務の委託機関が、地方自治法第10章の規定に基づき公の施設を管理・運営する指定管理機関のように、手数料を徴収し、それを自身のオーダーメイド集計業務にかかる費用に充てられるようにすべき。</p> <p>【理由】</p> <p>オーダーメイド集計の業務委託では、徴収した手数料は、最終的に国庫に納入されることになり、調査実施部局はオーダーメイド集計のための委託予算の要求をおこなわなければならない。これでは、調査実施者に予算要求事務や手数料の処理にかかる事務が発生し、現行のリソースでは対応できない。そこで、委託機関が手数料を徴収するとともに、業務運営を利用者から払い込まれた手数料で運営できるようになれば、調査実施者での追加業務を避けることができるとともに、委託機関が効率的に業務運営を行うインセンティブともなる。</p>	<p>オーダーメイド集計業務の受託については、個別の集計作業を受託する場合、オーダーの受付から集計結果の提供に至るまで包括的に受託する場合等様々な形態を想定する必要があると考えているが、個別の手数料を当該受託者の収入として収受させるような仕組みについても、他の法令の規定等を踏まえ、今後の立案作業の中で検討を行うこととしたい。</p>
その他の形態の統計データ利用				
28	29	3(2) イ(I)	<p>インサイト利用等の利用形態について、「必要に応じて、調査実施者において適切に判断を行っていくことが望ましい。」としているが、各調査実施者の裁量、判断に委ねることはバラバラな対応となり、混乱を招くだけであり適切ではない。</p> <p>また、「当面はガイドラインの作成等により対応することとし、・・・制度化について検討を行うことが適当である。」とあるが、当面はガイドラインの作成等により対応するのではなく、制度化について各府省と十分協議、調整しながら各府省共通のガイドライン等を作成し、対応していくべきではないかと。</p>	<p>今後制度化について検討を進めていくことを否定するものではないが、オーダーメイド集計や匿名標本データと比べ、現時点では実施方法が確立しておらず、利用のニーズ等も未だ成熟していないという認識に基づくものである。なお、各調査実施者によって判断が大きく変わり、混乱を招くことのないよう、ガイドラインの作成等を行うこととしているものである。</p>

NO.	該当箇所		意見	回答
	頁	項目		
統計目的以外の調査票の使用				
29	30	3(3)	<p>調査票の使用について、行政機関個人情報保護法との関係において目的外使用を制限する趣旨の内容が、「(3) 統計目的以外の調査票の使用」の項において記載されているが、それはあくまで統計法に基づく統計調査（指定統計、届出統計及び承認統計）を除くものについての『名簿作成』等についての制限という理解でよいか。</p> <p>また、「事業所・企業統計調査」の目的である『事業所・企業の名簿の作成及び提供』との関係はどのように整理するのか。</p>	<p>3(3)で言う「名簿作成」とは、現在の目的外事務処理要領の整理と同様、統計調査（意識調査等統計法制の対象外の調査も含む。）の調査対象名簿以外の名簿の作成のことを指すものである。</p> <p>なお、事業所・企業統計調査については、統計法第7条に基づく総務大臣の承認事項において、事業所・企業名簿の作成・提供が同調査の目的として位置付けられているため、調査票の目的外使用に関する検討との直接の関連はない。</p>
30	30	3(3)	<p>統計目的以外での調査票の使用を認める場合の特別な必要性がある場合の条件について、「従来の「名簿作成」や「事例研究」に該当するような場合についても原則として認めないものとし、調査票を使用することが真にやむを得ないと認められる特別な必要性がある場合に限り、特例的に調査票の使用を認めることとすることが適当である。」と追加しているが、このような書きぶりとした理由をご教示されたい。</p>	<p>「中間とりまとめ」の書きぶりでは、統計目的以外には基本的に使用しないという趣旨が不明確であり、より明確にすべきとの意見もあったことから、文意の明確化のために修正したものである。</p>
31	30	3(3)	<p>統計目的以外の調査票の使用について、従来は認められていた「名簿作成」や「事例研究」についても原則として使用を認めず、特例的に認めるとしているが、認められる範囲が狭いと、これらの情報を得るために新たな調査を行うこととなり、報告者に新たに負担を課すこと繋がりがねないのではないか。</p>	<p>統計目的以外の調査票の使用を承認した実績は近年ほぼ皆無であり、取扱いを改めることにより、報告者負担の増加にただちに繋がることはないと考えている。</p>
届出統計調査及び承認統計調査の統計データの利用				
32	36	7(1)	<p>「基本的に指定統計調査と同様の規定の整備を検討する必要がある。」とあるが、同様の規定の整備とは、具体的に何か。</p>	<p>努力義務規定を除いたもの、すなわち、オーダーメイド集計や匿名標本データの作成等のために調査票を使用するための根拠規定、その際の手数料規定、業務の委託に関する規定、データの適正管理に関する規定、罰則の規定等が考えられる。</p>

NO.	該当箇所		意見	回答
	頁	項目		
その他(表現上の修正等)				
33	6	2(2)	<p>～、個人情報の漏洩事件は多発しの発生を契機に、国民の個人情報の取扱いに対する不安は高まってきた。このように国民の個人情報保護に対する～</p> <p>(理由)個人情報保護法制の施行後に、国民の個人情報の取扱いに対する「不安」が高まっているとは考えられないため。</p>	御指摘の修正案を研究会に諮ることとしたい。
34	8	3(2) ア	「秘密の漏洩等」について、窃用も明示すべきではないか。	御指摘を踏まえ、「秘密の漏洩及び窃用」と修文することとしたい。
35	10	3(2) ウ(ア)	<p>P 9 上から7～8行目 「・・・、指定委託された集計以外の特別集計や・・・」に集計すべき。 【理由】 目的外使用の特別集計と混同してしまうので、表現を適正化すべき。</p>	御指摘の修正案を研究会に諮ることとしたい。
36	13	4(4)	<p>P 13 上から5行 「統計調査員」 P 13 上から11行 「統計調査員」に修正すべき。 【理由】 統計法に基づく統計調査員と混同する恐れがあるので、単に「調査員」とすべき。</p>	<p>P 13の上から5行目については、御指摘の修正案を研究会に諮ることとしたい。 P 13の上から11行目については、受託者について「統計法に基づく統計調査員」に係る規定を置く必要はないとの趣旨のものであるので、原文のままとしたい。</p>
37	22	3(2) ア	<p>P 2 1上から14～19行 「この際、調査実施者が・・・を求めることとすべきである。」を削除すべき 【理由】 P 2 1上から9～14行までと同じ記述となっているため。</p>	御意見を踏まえ、修正する。
38	25	3(2)イ (ウ)	「提供される匿名標本データは、個体識別性をなくしたものとしたもとして制度化することが適当である。」の「個体識別性」について、個体を識別できるすべての情報というような誤解を招かないよう、「特定される個体識別性」などと表現すべきではないか。	御意見の趣旨が必ずしも明らかではないが、「個体識別性」については行政機関個人情報保護法における個人識別性の考え方が参考となる旨記述しており、誤解を招くおそれはないと考えている。

NO.	該当箇所		意見	回答
	頁	項目		
今後の予定等				
39			<p>貴事務局としては、本研究会報告書のとりまとめ時期及びその後予定（法令改正等）をどのように考えているのか。</p> <p>なお、法令改正や運用に当たっては、各府省と十分な協議、調整をされたい。</p> <p>当該指定統計の作成以外の統計目的の調査票の使用の判断を各調査実施者に委ねることについては、その判断基準や運用において混乱が生じることのないよう、各府省共通の目的外事務処理要領等の策定が必要である。また、その策定にあつては、各府省と十分な協議、調整がなされ、合意形成の上で運用されるものと認識しているが、その時期や手続をどのように考えているのか。</p> <p>オーダーメイド集計等の新たな使用形態の実施についても、前記と同様に判断基準や運用において混乱が生じることのないよう、各府省共通の事務処理要領等の策定が必要である。また、その策定にあつては、各府省と十分な協議、調整がなされ、合意形成の上で運用されるものと認識しているが、その時期や手続をどのように考えているのか。</p>	<p>取りまとめ時期は6月を予定。法令改正の時期については、内閣府統計制度改革検討委員会で検討されている統計法制度の抜本的見直しに伴う改正と同時期とすることを考えている。法令改正等に当たっては、各府省とご相談しながら作業を進めさせていただきたい。</p> <p>統計データの利用促進に関する検討の場として「統計データ利用促進検討会議」が設けられており、この会議等を活用しながら、御指摘のような件についても、各府省の御意見も踏まえながら検討を行っていくこととしたい。策定に向けた議論は、研究会報告の取りまとめ後、随時行っていくこととしたいが、最終的な策定の時期については、法改正作業の終了後になるものと思料。</p> <p>上記と同じ。</p>